

指定難病の診断基準等の アップデートについて

令和3年11月24日

指定難病の診断基準等のアップデートについて

○ 第32回指定難病検討委員会において、指定難病の指定後の状況を本委員会でフォローし、診断基準等への最新の医学的知見の反映を行うこととされた。第34回指定難病検討委員会において、診断基準等のアップデートについて検討の進め方が下記のように示された。

・対象疾病について

令和2年度に難治性疾患政策研究事業を実施している研究班が、最新の医学的知見を踏まえ、指定難病の診断基準等のアップデートに関する検討に資する情報が整理されたと判断し、難病対策課に対して情報提供を行った疾病。

・その他

引き続き、難治性疾患政策研究事業等において最新の医学的知見の収集等を行い、指定難病の診断基準等のアップデートに関する検討を行うための情報が得られた場合には、当委員会において審議することとする。

今後のスケジュール(案)

第41回～

(本日：令和3年11月
24日)

・検討する指定難病(一覧表)の提示、指定難病の診断基準等のアップデートに関する審議



・パブリックコメント



・指定難病検討委員会における審議・検討結果の取りまとめ



・疾病対策部会における審議・決定



・指定難病に係る告示^(※1)及び通知^(※2)の改正

(※1) 難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する指定難病及び同法第七条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める病状の程度(平成26年厚生労働省告示第393号)

(※2) 指定難病に係る診断基準及び重症度分類等について(平成26年11月12日付け健発1112第1号厚生労働省健康局長通知)